同号イ中「受けていた俸給月額」とあるのは「係る俸給月額について平成二十二年改正法の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」と、同号ロ中「受けていた俸給月額」とあるのは「係る俸給月額について平成二十二年改正法の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」と、同項第二号及び第三号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員」とする。

5　次の各号に掲げる職員に対する第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの　第一項第一号イ（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）中「の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」）とあるのは「を当該定める日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「勤務することとなつた日等に係る算出率」という。）で除して得た額に百分の九十八・五」とあるのは「俸給月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に百分の九十八・五」と、「俸給月額から」とあるのは「俸給月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

二　育児短時間勤務職員等であつて、第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの　第一項第一号イ中「の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは「に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号及び第三項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「俸給月額から」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「俸給月額を」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、同号ハ（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と、第三項中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

三　育児短時間勤務職員等であつて、第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの　第一項第一号イ中「の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは「を当該定める日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「勤務することとなつた日等に係る算出率」という。）で除して得た額に百分の九十八・五」とあるのは「俸給月額に百分の九十八・五」と、「俸給月額から」とあるのは「俸給月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

四　任期付短時間勤務職員　第一項第一号イ中「の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは「を当該定める日における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「勤務することとなつた日等に係る算出率」という。）で除して得た額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号及び第三項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「俸給月額から」とあるのは「俸給月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額から」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「俸給月額を」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、同号ハ中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と、第三項中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

**第六条の四**　第四条第二項（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五条第三項に規定する日（以下この条において「異動の日等」という。）において減額支給対象職員であつた職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、第四条第二項から第四項まで、第五条第三項及び第六条の規定にかかわらず、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号及び第三項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「俸給月額から」とあるのは「俸給月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額から」と、「俸給月額を」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、同号ハ中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と、第三項中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

**第六条の三**　減額支給対象職員に対する第三条の規定の適用については、「地域手当の額」とあるのは、「地域手当の額から当該地域手当に係る給与法附則第八項第三号に定める額に相当する額を減じた額」とする。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特地勤務手当に準ずる手当の月額）